

# 令和6年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和6年9月2日

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	令和6年8月21日
件 名	再審法の改正に関する意見書の提出を求める請願		
提 出 者			
紹 介 議 員	石 川 翼 森 下 祥 子		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>安城市として、再審法改正の促進を求める意見書を国に提出していただきたくご審議をお願いいたします。</p> <p>再審は、ご存じのように、一度確定した判決の疑義を解明するため、改めて審理をおこなうことで、刑事のみならず民事においても可能です。ここでは、刑事事件で冤罪が危惧される判決の見直しを求める再審を念頭に置いております。</p> <p>日本弁護士連合会（日弁連）は2024年6月現在、12件の事案について再審を支援しています。そこにはマスコミにも取り上げられている事件のほか、社会にあまり知られていないものも含まれています。日弁連という専門家の団体が再審を支援することは冤罪の疑いが高いことを示唆しているものと受け取れます。実際2010年以降、日弁連が支援した再審事案では6件もの冤罪が認められています。</p> <p>現行の刑事訴訟法第435条は、再審開始を「原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」としていますが、再審請求者側には、明らかな証拠を発掘するには大きな苦難がつきまといます。事件捜査をする過程で押収した膨大な証拠のすべてを、検察は開示する責任も義務もないからです。また、検察には裁判所が再審を決断しても、それを拒否する即時抗告の道があります。そこから再審への道を開くには幾多の困難な条件を突破しなければならないため「開かずの扉がある」とも言われています。</p> <p>私たちは再審請求人と弁護人はじめ再審開始を願う人々の焦燥・不安・悩みを軽減することもさりながら、国家による人権侵害の最大のものともいべき冤罪、をなくすためには、現行の再審法を見直すことが必要だと考えます。</p> <p><b>請願事項</b></p> <p>冤罪事件をなくすため再審法の改正を求める意見書を、地方自治法第99条に基づき、国に提出してください。</p>		